

環境関連法規制等の動き 2018年度上期(2018.3.20～2018.9.18)まとめ

記号	法令名	2018年度上期の主な法改正 (詳細は下記表の記号表示部または環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	オゾン層保護法	エアコン等の冷媒に使用されるR-134aやR-32の製造等が段階的に規制され、2029年までに生産/消費量を70%削減、グリーン冷媒へ転換を行っていく予定です。
B	毒劇法	(ジクロロメチル)ベンゼン等 7物質が毒物に、水酸化リチウム等 11物質が劇物に追加され、毒物及び劇物取締法に基づく保管、取扱い及び表示等が義務化されました。

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令情報番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
A	全般	環境基本法	9-3	土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件	-	環境省告示第77号	2018.9.18	2019.4.1	環境基本法第16条に基づく土壌汚染に係る環境基準を定める物質に、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」が追加されたほか、カドミウム等の 検液の作成方法 の一部が見直されました。	-
	地球温暖化	省エネ法	6-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第45号	2018.6.13	6ヶ月以内	グループ企業が一体的に省エネ取組を行う「認定管理統括事業者」認定制度及び他社との設備統合や輸送等の共同化により省エネ取組を行う「連携省エネルギー計画」認定制度等 が設立されます。今後、省令等の改正にて認定基準等詳細が決まります。	認定制度の条件を満たす事業者
			4-1	工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件	2	経産省告示第59号	2018.3.30	2018.4.1	省エネ法第5条及び第14条に基づく特定事業者による エネルギーの使用の合理化等の基準並びに計画立案のための指針類の告示が改正 されました。今回、エネルギーの使用の合理化の基準における 事業者が取り組むべき事項の内容 が具体的に、指針については 高度省エネルギー増進に資する設備・システム等の具体例が追加 されました。	省エネ法の特定事業者
	地球温暖化	オゾン層保護法	8-1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第241号	2018.8.10	2019.1.1予定	今後、規制を行うHFCの R-134a、R-32等18種類及びその地球温暖化係数 が定められた(政令)ほか、 製造数量の許可・届出申請方法・様式等 が定められました(省令)。	対象となる代替フロン類の製造・輸入事業者等
			7-1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第69号	2018.7.4		2016年10月のモントリオール議定書のキガリ改正により、議定書締約国に対して地球温暖化に影響を与える HFC等の代替フロン の生産量・消費量の削減が段階的に課せられます。今回、国内担保法である題記法が改正し、題目が「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」へ変更、 製造許可・輸入承認制度の導入や生産量・消費量の制限が段階的に行われていきます 。今後、関係法令の改正により、対象物質・制限数量等が決まります。	
	リサイクル	容器リ法	4-2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	8	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号	2018.3.30	2018.4.1	2018年度 特定容器利用事業者等の再商品化義務量算出用の係数、 排出見込量の算定用簡易算出比率等が公表 されました。またガラス製、紙製及びプラスチック製の容器包装等特定分別基準適合物の再商品化義務総量が引き上げられました。	特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者
		廃棄物	廃掃法	8-3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第17号	2017.8.16	同日	2017.6.16に公布された特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の改正法施行(2018.10.1)に向け、同法との一体的な運用を図る目的から、廃棄物処理法施行規則の改正が行われます。廃棄物低減技術の開発に資する 分析試験等が目的の廃棄物輸出入に係る手続の簡素化、輸入された廃棄物のシッパック手続の整備及び関連提出書類等 が規定されました。
	廃棄物		バーゼル法	6-2	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令	1	環境省令第12号	2018.6.18	2018.10.1	2017年6月に公布された同改正法では、相手国においてバーゼル条約上の有害廃棄物であるものを日本でも特定有害廃棄物に指定し、不適正輸出や不法取引を防ぐ対策が強化等されました。今回、関連省令が公布され、「 特定有害廃棄物等 」の 範囲が見直されたほか、輸出の際の環境の汚染を防止するために必要な具体的措置 が決められました。
		B	毒劇法	7-2	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第197号	2018.6.29	2018.7.1	新たに (ジクロロメチル)ベンゼン等 7物質が毒物に、水酸化リチウム等 11物質が劇物 に追加され、毒物及び劇物取締法に基づく保管、取扱い及び表示等の規制が開始されました。
	化学物質			化審法	9-2	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第6条第2項及び第9条第2項の規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数	-	厚生労働・経済産業・環境省告示第12号	2018.9.14	2019.1.1
8-2		新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令	-		厚生労働・経済産業・環境省令第5号	2018.7.31	2018.7.31	2017.6.7公布の改正化審法に基づく関係省令の改正です。 少量新規化学物質等の国内総量規制 に係る、 製造・輸入数量算出方法(環境排出量算出) が定められたほか、電子化等による審査特例制度の申請手続き方法が追加されました。	新規化学物質等を製造・輸入する事業者	
水質	水質汚濁防止法	9-1	排水基準を定める省令の一部を改正する省令	-	環境省令第18号	2018.8.28	2018.10.1	同法では、湾などの閉鎖性の海域及びそこに流入する河川等の公共用水域を対象に、1日の平均的な排出水量が50m ³ 以上の特定の工場・事業場に対して、窒素・りん等に係る一般排水基準を適用しています。また、この基準に直ちに対応することが困難である 酸化コバルト製造業及び畜産農業等 に暫定排水基準を設定しています。今回、この暫定措置が期限を迎えるにあたり、期間が更新されると共に新たな排水基準値が設定されました。	該当業種の事業者	
	農薬取締法	7-3	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	1	環境省告示第46号	2018.6.26	同日	13種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。	農薬の製造・輸入事業者	
		4-3	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	1	環境省告示第14号	2018.3.22	同日	11種の農薬に農薬登録保留基準値が設定されました。		
安全管理	消防法	4-4	消防法施行令の一部を改正する政令	1	政令第69号	2018.3.28	2019.10.1	消火器具の設置に関する基準が見直され、火を使用して料理等を提供する店等の施設はこれまで延べ面積150m ² 以上の場合に 消火器具の設置 が必要でしたが、この基準が撤廃され 延べ面積に関係なく設置が義務 付けられました。	該当施設を設置している事業者	